

信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令について

	コメント	金融庁の考え方
1	<p>信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が、取引所の定める開示方法により開示される情報のうちの、どれに対応するのかを示すことは、禁止されるものではなく、むしろ望ましい措置であると考え、かかる理解でよいか。</p>	<p>特段の問題はないと考えます。</p>
2	<p>改正案第 38 条第 9 号ハでは、信託会社に「速やかに」信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていることを要求しているが、合理的な理由があれば、交付が若干遅れたとしても体制が整備されているものと扱ってよいと考えられるため、「遅滞なく」とすべき。</p>	<p>報告書の交付にかかる体制整備については、時間的即時性を求めているものであるため、「速やかに」が適当であると考えます。</p>
3	<p>改正案第 38 条第 9 号ニでは「受益者からの要請がない限り、信託財産状況報告書を交付しない」旨定めることを要求しているが、この規定を置くと、受益者からの要請がない場合に受託者が自主的に報告書を交付することを禁止することになるため、削除又は修正すべき。</p>	<p>この規定は、同号の適用を受ける信託においては信託財産状況報告書の交付が行われないことを、受託者をして受益者に予告させておくことを意図した規定であって、受益者からの要請がない場合に受託者が自主的に報告書を交付することを一切禁止することまでは意図しておりません。</p> <p>したがって、信託行為において、「受益者からの要請がない限り、信託財産状況報告書を交付しない」旨を定めていても、信託行為全体の趣旨から、受益者からの要請がない場合であっても、受託者が必要と判断した場合には、信託財産状況報告書を交付することができる場合（その旨の明文の定めがある場合等）は、信託行為に違反することなく、受益者からの要請がない場合に受託者が自主的に報告書を交付することも可能と考えます（ただし、合理的理由もなく一部の受益者に対してだけ信託財産の負担により信託財産状況報告書を交付した場合等は、受託者の公平義務（信託法第 33 条）及び善管注意義務（信託業法</p>

		<p>28条2項、信託会社等監督指針3-5-2等)等に違反する可能性もあり得ると考えます)。 以上より、修正は必要ないと考えます。</p>
--	--	---